

**東日本大震災に係る畜産関係の対応
【東京電力(株)福島第一原子力発電所事故関連】
(※ 更新等箇所は、下線部分)**

1 家畜関係

(1) 計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に係る対応

- ・福島県から、当該区域内で飼養されている家畜について、区域外に移動・出荷したいとの方針が示されたことから、農林水産省として、農場から家畜を搬出する際の検査・除染などの手続きを整理〔4月18日〕するとともに、都道府県等へ家畜の受入可能先についての情報収集を依頼〔4月18日、4月20日、5月2日〕
- ・当該区域内における家畜の取扱等について、基本的な考え方や具体的な手順（家畜の移動や出荷、死亡畜の取扱等）を、Q & Aの形でとりまとめた上で公表〔4月28日〕
- ・福島県は、各市町村等に対して、受入先のリストを参考にしつつ、家畜の移動のための実務的な打ち合わせを実施〔5月6日～〕

【計画的避難区域内の牛の移動状況〔6月9日時点〕】
残頭数：2,494頭　〔(参考) 避難対象頭数：約9,300頭〕

(2) 警戒区域に係る対応

- ・南相馬市長からの申し出を受け、同市内の当該区域内で飼養されている相馬野馬追用の馬（食用に供しない伝統行事用の馬）の移動に係る留意点を福島県へ回答〔4月28日〕
- ・原子力災害対策本部長から福島県に対して、当該区域内で生存している家畜について、当該家畜の所有者の同意を得て、当該家畜の安楽死処分を行うよう指示〔5月12日〕
- ・安楽死処分の指示を踏まえ、質問の多いものについて、Q & Aの形で取りまとめた上で公表〔5月20日〕

◎ 警戒区域内の相馬野馬追用の馬については、31頭が移動済〔5月2日、5月7日〕

(3) その他

- ・「東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針」において、「避難等により管理の不

能や放射性物質の曝露により現実に喪失又は減少した価値及びこれに伴う費用」が記載され、当該区域の家畜についても賠償の対象とされた〔4月28日〕

2 粗飼料関係

(1) 原発事故を踏まえた牧草等の安全の確保について

- ・通常よりも高いレベルで放射線量が検出されている地域において、畜産物の安全性を確保するため、当面の間、原発の事故発生前に収穫した飼料の給与、飲用水への放射性物質混入の防止及び放牧の自粛等について通知を発出〔3月19日〕
- ・粗飼料における放射性物質の暫定許容値を定めた〔4月14日〕ことを踏まえ、定点調査結果に基づく飼料利用等についての通知を発出〔4月22日〕。その中で、放射性物質の濃度が暫定許容値を上回る場合は、安全な2番牧草の確保のための牧草の早期刈取り及び飼料作物の作付制限を行わないこと等について指導・通知
- ・4月下旬から、14都県において牧草の定点調査を開始
- ・6月10日時点で、肉用繁殖牛や育成牛などについては、福島県の一部のみ自粛を継続し、搾乳中の乳用牛や出荷間近の肉用牛については、6県（岩手県、宮城県、福島県、栃木県、茨城県、千葉県）の一部地域で自粛を継続
- ・調査結果が暫定許容値を上回った地域において、刈り取り、保管されていた牧草等の取扱いや給与等に当たっての留意点を取りまとめ・通知〔6月8日〕

(2) その他

- ・原発事故を踏まえた輸入粗飼料の確保等について飼料輸出入協議会及び全農等に要請〔4月21日、5月11日、6月2日、6月7日〕
- ・「東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」において、放牧、牧草等の減収分、代替飼料購入費等も賠償すべき損害として認められた〔5月31日〕

3 原乳・食肉関係

(1) 原乳の出荷制限に対する技術指導等

- ・生産された生乳の廃棄を余儀なくされている酪農家の負担軽減のために、急速乾乳の推奨及び技術的留意事項について通知を発出〔3月20日（技術的留意事項）、3月24日（急速乾乳の推奨）〕
- ・原子力発電所の事故に伴う出荷制限等の対応についてプレスリリース。原乳については、今後の経営方向〔濃厚飼料の給与低減、急速乾乳の推奨〕や廃棄の方法（3月25日にプレスしたものと同

様の内容〔自己所有地への埋設、廃棄物処理場での処理〕についてQ&Aで提示〔3月28日〕〔※4月5日及び4月13日に一部内容を更新〕

《原乳に係る出荷制限の解除》

原子力災害対策本部は、放射性物質に係る検査結果を踏まえ、

① 4月8日（金）

福島県内の一部地域（喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷村及び南会津町）で産出される原乳について、3月21日に設定されていた出荷制限を解除

② 4月10日（日）

茨城県内で産出される原乳について、3月23日に設定されていた出荷制限を解除

③ 4月16日（土）

福島県内の一部地域（県北地域〔福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村〕、県中地域〔郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町〕、県南地域〔白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町〕、いわき地域〔いわき市〕）で産出される原乳について、3月21日に設定されていた出荷制限を解除

④ 4月21日（木）

福島県内の一部地域（相馬市、新地町）で産出される原乳について、3月21日に設定されていた出荷制限を解除

⑤ 5月1日（日）

福島県内の一部地域（南相馬市、川俣町のそれぞれ一部地域）で産出される原乳について、3月21日に設定されていた出荷制限を解除

⑥ 6月8日（水）

福島県の一部地域（田村市、南相馬市、川内村のそれぞれ一部地域（いずれも緊急時避難準備区域内））で産出される原乳について、3月21日に設定されていた出荷制限を解除

※ 福島県で原乳の出荷制限が残っているのは、

・警戒区域

・計画的避難区域

・酪農家が存在しない市町村のみ

《原乳の出荷再開》

◎ 5月25日（水）

福島県は、計画的避難区域内の川俣町山木屋地区と飯舘村の乳用牛から採取した原乳の検査において、3回連続で放射性物質の暫定規制値（放射性ヨウ素は100Bq/Kg以下）を下回ったことを公表。これにより、区域外に移動させた乳用牛から生産される原乳の出荷が可能となった

- ・3月31日～4月1日にかけて、福島県産牛肉に対し実施された放射性物質に係る検査において、異なる検査結果が得られたところ。こうした中で、肉の放射性物質検査に際し、サンプルの放射性物質汚染防止への注意喚起、生産・流通段階での冷静な対応を求める

る通知を関係団体あて発出〔4月1日〕

(2) その他

- ・「東京電力(株)福島原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第二次指針」において、政府等による出荷制限指示等（同年4月までのものに限る。）が出されたことがある区域において産出された全ての畜産物（食用に限る。）も風評被害の対象とされた〔5月31日〕